

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		東供用会館		
施設の所在地		昭和町一丁目11-11		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	岩国市東地区自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ1,216件、年間利用者数 延べ10,141人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		連帆野地供用会館		
施設の所在地		旭町二丁目2-1		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	連帆自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日　～　令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ100件、年間利用者数 延べ2,769人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		平田供用会館		
施設の所在地		平田三丁目22-18		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	平田地区自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ1,407件、年間利用者数 延べ19,607人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		平田東供用会館		
施設の所在地		平田五丁目50-28		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	平田地区自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ59件、年間利用者数 延べ7,304人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		楠供用会館		
施設の所在地		楠町一丁目10-16		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	登自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ269件、年間利用者数 延べ2,988人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		川西供用会館、川西住民ホール		
施設の所在地		川西二丁目7-2		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	川西地区自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ360件、年間利用者数 延べ3,667人(川西供用会館) ・年間利用件数 延べ871件、年間利用者数 延べ12,957人(川西住民ホール)

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		海土路供用会館		
施設の所在地		南岩国町三丁目13-35		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	海土路地区自治会協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ841件、年間利用者数 延べ19,158人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		装束供用会館		
施設の所在地		装束町四丁目5-5		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	装束町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ40件、年間利用者数 延べ522人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		車供用会館		
施設の所在地		車町三丁目3-34		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	車第三自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ294件、年間利用者数 延べ2,499人